

井戸水等併用における下水道使用料の算定方法について

1 他市事例の算定方法等から検討に当たっての視点を抽出

県下他市事例、丹波市の料金統一前の取り扱い、現在の基本料金・基本水量等の取り扱いを考慮しながら取り扱いを検討

1-1 県下他市事例による算定方法

事 例	算定方法	付 記
事例①	$V = \text{水道使用量} + \text{認定水量}(A) \times 1/2$	
事例②	$V = \text{水道使用量} + \text{認定水量}(A) \times 1/2$	$V < A = A$
事例③	$V = \text{水道使用量} + (\text{人数} \times 3 \text{ m}^3)$	
事例③'	$V = \text{水道使用量} + (\text{人数} \times 3 \text{ m}^3)$	$V < A = A$
事例④	$V = \text{水道使用量} + \text{認定水量}(A)$	

※事例③' は、県下事例はないが事例②の付記事項を付加

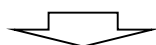
1-2 丹波市の料金統一前の取り扱い

事 例	算定方法	付 記
柏原	$V = \text{水道使用量} + \text{認定水量}(A) \times 1/2$	$V < A = A$
氷上	$V = \text{認定水量}(A)$	
春日・山南・市島	水道使用量と認定水量の多い方	

※料金統一した平成22年6月請求以前の取り扱い

1-3 現在の取り扱い<平成22年6月請求分から>

事 例	算定方法	付 記
丹波市	水道使用量と認定水量の多い方	



他市等事例を丹波市に導入した場合の状況

1-4 他市等事例を丹波市に導入した場合の状況

■水道使用量に加算する水量（人数別）

〔単位：m³〕

事 例	算定式	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
事例①・②	認定水量×1/2	5	8	11	14	17	18.5	20	21.5
事例③・③'	人数×3 m ³	3	6	9	12	15	18	21	24
事例④	認定水量	10	16	22	28	34	37	40	43
※柏原(統一前)	認定水量×1/2	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5	20
※氷上(統一前)		13	23	31	38	44	50	56	62

※氷上は、認定水量のみで水道使用量の加算はなし

※「柏原（統一前）」及び「氷上（統一前）」は、統一前の基準及び方法で記入

上表のうち、認定水量を基にする場合の1人当たりの換算水量

〔単位：m³〕

事 例	算定式	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
事例①・②	認定水量×1/2	5	4	3.7	3.5	3.4	3.1	2.9	2.7
事例④	認定水量	10	8	7.3	7	6.8	6.2	5.7	5.4
※柏原(統一前)	認定水量×1/2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.

視点 1

「事例①、②、柏原（統一前）」と「事例③、③'」の考え方は基本同じ

※1 いずれも加算する水量は、水道使用量に関係なく、使用人数に応じて多くなる

※2 「事例③、③'」は、人数に比例して水量は増すが、「事例①、②」は1人当たり換算では世帯人数が増す程増加水量は少なくなる

2 基本料金と基本水量の考え方

丹波市の現在の使用料の考え方を整理

2-1 基本料金体系の決定

①全地域とも、一般家庭・学校・工場・公民館等の用途別料金の設定はしない
〔理由〕

- 1) いかなる施設においても、料金徴収業務、維持管理費等は同様に費用を要しており差を設ける必要性がない
- 2) 総額で同じ額の料金収入を確保しようとするれば、一部を軽減した場合はその他に転嫁することとなる
- 3) 用途を区別するにあたり、その区分が曖昧な施設がある場合は公平性を欠くことになる（店舗兼住居など）

2-2 基本料金と基本水量

- ① 基本料金を設定し、その基本料金に含まれる基本水量を10 m³とする
- ② 使用料体系を「基本料金+従量料金」とし、下水道を使用すればその使用量が1 m³であっても基本料金を賦課

2-3 井戸水等使用と基本料金

- ① 現行の下水道使用料の体系では、水道使用量が1 m³であっても月の15日を超える開栓状況であれば基本料金を賦課
- ② 基本料金の範囲（0 m³~10 m³）での水道使用水量による考慮はない
- ③ 井戸水等併用では、これまでの「井戸水等のみとして算出した水量又は水道水の使用量のいずれか多い方の水量」の認定方法は無くし、新たな算出方法となる

視点2

井戸水等併用で、水道水の使用量が0 m³であっても開栓状態であれば、基本料金（基本水量10 m³分）は賦課

2-4 料金統一時の基本水量の考え方

- ① 料金統一前の基本水量は、各地域とも10 m³
ただし、基本料金は異なっていた
- ② 料金統一時は、各地域の基本料金に含まれる基本水量を基に決定

■統一前の基本料金・基本水量・従量料金

<～H22年5月請求分まで>

[消費税込]

区 分	柏原	氷上中央	氷上	春日	山南	市島
基本水量	10 m ³	10 m ³	10 m ³	10 m ³		
基本料金	1,528	1,575	2,625	2,940		
従量料金 (11～60 m ³)	153	157	157	147		

※基本料金と従量料金の関係（傾向）

- ・基本料金が高い場合は、従量料金が低い
- ・基本料金が低い場合は、従量料金が低い

視点3 料金統一前の基本水量と同じ 10 m³で統一

3 井戸水等の併用の水量の算定（認定）方法の検討

【井戸水等の使用量を一定のルールにより推定し、水道使用量に加算】

3-1 水道水の世帯別使用量

- ・平成22年の料金統一において、実際の使用水量のデータ調査を実施
- ・調査は、平成20年7月分使用において、水道水のみ使用の下水道使用者の約1/3の世帯を任意に抽出
- ・調査の使用月は、1年を通じて概ね平均的な水量となる7月分を対象

■水道水の世帯別使用量の状況（平成20年7月使用分）

①柏原

	件数	使用量	平均使用量
1人	85	909	10.7
2人	176	2,972	16.9
3人	133	3,064	23.0
4人	162	4,496	27.8
5人	86	2,578	30.0
6人	43	1,602	37.3
7人	13	538	41.4
8人	3	145	48.3
9人	1	37	37.0
合計	702	16,431	23.4

②氷上

	件数	使用量	平均使用量
1人	98	975	9.9
2人	157	2,605	16.6
3人	164	3,789	23.1
4人	132	3,708	28.3
5人	122	4,392	36.0
6人	58	2,182	37.6
7人	25	1,019	40.8
8人	11	499	45.4
9人	1	67	67.0
合計	768	19,236	25.0

③春日

	件数	使用量	平均使用量
1人	61	618	10.1
2人	131	2,376	18.1
3人	104	2,272	21.8
4人	91	2,755	30.3
5人	103	3,570	34.7
6人	55	2,038	37.1
7人	34	1,464	43.1
8人	6	287	47.8
9人	2	88	44.0
合計	587	15,468	26.4

④山南

	件数	使用量	平均使用量
1人	55	497	9.0
2人	102	1,695	16.6
3人	69	1,538	22.3
4人	67	1,834	27.4
5人	53	1,745	32.9
6人	35	1,259	36.0
7人	21	836	39.8
8人	4	178	44.5
9人	1	44	44.0
合計	407	9,626	23.7

⑤市島

	件数	使用量	平均使用量
1人	42	435	10.4
2人	102	1,791	17.6
3人	87	2,079	23.9
4人	69	2,138	31.0
5人	49	1,647	33.6
6人	38	1,418	37.3
7人	17	698	41.1
8人	7	331	47.3
9人	0	0	0
合計	411	10,537	25.6

■合計

	件数	使用量	平均使用量
1人	341	3,434	10.1
2人	668	11,439	17.1
3人	557	12,742	22.9
4人	521	14,931	28.7
5人	413	13,932	33.7
6人	229	8,499	37.1
7人	110	4,555	41.4
8人	31	1,440	46.5
9人	5	236	47.2
合計	2,875	71,208	24.8

視点4

水道水のみ使用世帯での平均使用量

(料金統一時資料より)

1人世帯 : 10.1 m ³	2人世帯 : 17.1 m ³	3人世帯 : 22.9 m ³
4人世帯 : 28.7 m ³	5人世帯 : 33.7 m ³	6人世帯 : 37.1 m ³
7人世帯 : 41.4 m ³	8人世帯 : 46.5 m ³	9人世帯 : 47.2 m ³

3-2 認定水量の決定 (料金統一時)

■認定水量の決定

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
平均使用量	10.1	17.1	22.9	28.7	33.7	37.1	41.4	46.5	47.2
端数処理	10	17	23	29	34	37	41	47	47
間差		+7	+6	+6	+5	+3	+4	+6	+0
認定水量	10	16	22	28	34	37	40	43	46
間差		+6	+6	+6	+6	+3	+3	+3	+3
	付記 6人以上については、1人増すごとに3m ³ を加算								

視点5

水道水のみ使用世帯での平均使用量は、認定水量とほぼ同じ

⇒認定水量は、水道水の平均使用量を基に決定

1人世帯の平均使用量は10m³

3-3 認定水量を考察

認定水量で、1人増すごとに6 m³加算であるが、1人世帯では6 m³でないか？

- ・ 1人世帯の10 m³には、1人当たりの6 m³に基底水量(4 m³)があると想定
- ・ これは、例えば、①風呂や洗濯等の使用において1人使用が2人となれば2倍に、3人使用となれば3倍にはならない

従量水量	28 m³				34 m³
	22 m³			6 m ³	6 m ³
	16 m³		6 m ³	6 m ³	6 m ³
	10 m³	6 m ³	6 m ³	6 m ³	6 m ³
	6 m ³	6 m ³	6 m ³	6 m ³	6 m ³
基底水量	4 m ³	4 m ³	4 m ³	4 m ³	4 m ³
使用人数	1人	2人	3人	4人	5人

3-4 井戸水等のみの使用と井戸水併用との共通点

- ① 井戸水等のみの使用の場合
 - ・ 水量確認ができないため、水道水のみの場合の平均使用量を認定水量で定めているため、実際の使用量が少なくても認定水量で請求
- ② 井戸水等併用の場合
 - ・ 「井戸水等の使用水量+水道使用量」として算出した場合は、あくまでも「井戸水等の使用量」が推定水量
- ③ ①、②の共通点
 - ・ 検針した水量を基にした請求でない
- ④ 算出水量が認定水量を下回る場合
 - ・ 「井戸水等の使用水量+水道使用量」で算出した水量が、認定水量を下回る水量で計算された場合は、認定水量を下限とすることが井戸水等のみ使用と同じ取扱いとなる

視点6

算出した水量が認定水量を下回る場合は認定水量とする

[V < A = A を付記]

4 井戸水等併用世帯における井戸水等の平均使用量

4-1 井戸水等の算出の考え方

- ア) 認定水量は水道水のみ在世帯の平均使用量とほぼ同量で設定
- イ) 井戸水等併用世帯においても、井戸水等と水道水の合計水量が認定水量と同量を使用していると仮定
- ウ) 認定水量と井戸水等併用世帯の平均水道水使用量との差が井戸水等使用量として試算
- エ) 井戸水等併用世帯の水道使用量の平均は加重平均で算出

井戸水等併用世帯の井戸水等の平均使用量

$$= \text{認定水量} - \text{井戸水等併用世帯の平均水道水使用量}$$

※算出は世帯人数毎

※世帯により水道使用量は多少の差があるが、認定水量、井戸水等の平均使用量とも加重平均で算出することで、取り扱いの差異を少なくする

	← 平均使用水量① →	
水道水のみ	平均水道水	
井戸水等のみ	認定水量	
井戸水等併用	平均水道水	平均井戸水等

4-2 井戸水等併用世帯の井戸水等の平均使用量

※算出は、別表1
単位：m³

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
認定水量	10	16	22	28	34	37	40	43
水道使用量	7.4	12.3	17.2	20.3	24.6	27.0	30.6	31.9
井戸水使用量	2.6	3.7	4.8	7.7	9.4	10.0	9.4	11.1
1人当たり	2.6	1.9	1.6	1.9	1.9	1.7	1.3	1.4

※井戸水使用量＝認定水量－水道使用量

※1人当たり＝井戸水使用量÷人数

視点7

水道水のみ在世帯と井戸水等併用世帯の水道水の水量差は

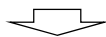
- ・ 1人～5人世帯で1.6～2.6 m³
- ・ 6人～8人世帯で1.3～1.7 m³

※水道水のみを使用実績を基にした認定水量と比較

4-3 世帯における使用用途の割合

日本下水道協会 教育素材『下水道について「水環境と下水道」』
 <毎日、どれくらいの水を使ってる？>より
 4人家族、1日約1,000ℓもの水を使っています

用途	炊事	洗濯	トイレ	お風呂	その他
使用水量	250ℓ	240ℓ	210ℓ	210ℓ	90ℓ



◆用途別使用割合

用途	炊事	洗濯	トイレ	お風呂	その他
使用割合	25%	24%	21%	21%	9%

◆認定水量を使用用途割合で換算

() 内は、1人当たりで換算

単位：m³

世帯構成	認定水量	炊事 (25%)	洗濯 (24%)	トイレ (21%)	お風呂 (21%)	その他 (9%)
1人世帯	10 m ³ (10.0)	2.5 (2.5)	2.4 (2.4)	2.1 (2.1)	2.1 (2.1)	0.9 (0.9)
2人世帯	16 m ³ (8.0)	4.0 (2.0)	3.8 (1.9)	3.4 (1.7)	3.4 (1.7)	1.4 (0.7)
3人世帯	22 m ³ (7.3)	5.5 (1.8)	5.3 (1.8)	4.6 (1.5)	4.6 (1.5)	2.0 (0.7)
4人世帯	28 m ³ (7.0)	7.0 (1.7)	6.7 (1.7)	5.9 (1.5)	5.9 (1.5)	2.5 (0.6)
5人世帯	34 m ³ (6.8)	8.5 (1.7)	8.2 (1.7)	7.1 (1.4)	7.1 (1.4)	3.1 (0.6)

<表の見方・考え方>

- ①認定水量は丹波市の平均使用量
- ②使用用途は世帯によって異なるが、その使用用途では年間を通じて使用
- ③どれか1つの用途を使用した場合の1人当たり使用量は1.4 m³~2.5 m³
- ④水道使用の少ない場合は井戸水等の複数用途使用があり、2用途使用では1人当たり2.8 m³~4.9 m³と想定

視点 8

使用用途別平均的使用量からの想定井戸水等の使用量

- ・ 1用途1人当たり使用量は、1.4~2.5 m³
- ・ 2用途使用では、2.8~4.9 m³

5 井戸水等併用における下水道使用料の取り扱いについての方向性

5-1 方向性への視点

視点 1	算定方式
・〔事例①・②・柏原〕と〔事例③・③'〕の考え方は、基本同じ	
視点 2	基本料金（基本水量）
・井戸水等併用で、水道水の使用量が0 m ³ であっても開栓状態であれば、基本料金（基本水量 10 m ³ 分）は賦課	
視点 3	基本水量
・料金統一前の基本水量と同じ 10 m ³ で統一	
視点 4	平均使用水量（水道水のみ使用世帯）
・水道水のみ使用世帯での平均使用量 （料金統一時資料より） 1人世帯：10.1 m ³ 2人世帯：17.1 m ³ 3人世帯：22.9 m ³ 4人世帯：28.7 m ³ 5人世帯：33.7 m ³ 6人世帯：37.1 m ³ 7人世帯：41.4 m ³ 8人世帯：46.5 m ³ 9人世帯：47.2 m ³	
視点 5	認定水量の決定
・水道水のみ使用世帯での平均使用量は、認定水量とほぼ同じ ⇒認定水量は、水道水の平均使用量を基に決定 1人世帯の平均使用量は 10 m ³	
視点 6	算出水量の下限設定
・算出した水量が認定水量を下回る場合は認定水量とする。 〔 V < A = A を付記 〕	
視点 7	井戸水等併用世帯の井戸水等の平均使用量
・水道水のみ世帯と井戸水等併用使用世帯の水道水の水量差は ・ 1人～5人世帯で 1.6～2.6 m ³ ・ 6人～8人世帯で 1.3～1.7 m ³ ※水道水のみ使用実績を基にした認定水量と比較	
視点 8	使用用途別使用割合
・使用用途別平均的使用量からの想定井戸水等の使用量 ・ 1用途 1人あたり使用量は、1.4～2.5 m ³ ・ 2用途使用では、2.8～4.9 m ³	

6 方向性（取り扱い）

6-1 算定方式

(1) A案 「認定水量×1/4」+水道使用量

[考え方]

- ① 他市事例では「認定水量の1/2」であるが、「井戸水等併用世帯の井戸水等の平均使用量」〔8ページ(4-2)〕から、丹波市での平均使用量が概ね1/4に相当する。

[再掲 (P8)]

単位：m³

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
認定水量	10	16	22	28	34	37	40	43
水道使用量	7.4	12.3	17.2	20.3	24.6	27.0	30.6	31.9
井戸水使用量	2.6	3.7	4.8	7.7	9.4	10.0	9.4	11.1
1人当たり	2.6	1.9	1.6	1.9	1.9	1.7	1.3	1.4

※井戸水使用量=認定水量-水道使用量 ※1人当たり=井戸水使用量÷人数

「認定水量×1/4」

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
認定水量×1/4	2.5	4.0	5.5	7.0	8.5	9.25	10.0	10.75
1人当たり	2.5	2.0	1.83	1.75	1.7	1.54	1.43	1.34
平均値との差	△0.1	0.1	0.23	△0.15	△0.2	△0.16	0.13	△0.06

- ② 井戸水等を使用する世帯は、「世帯における使用用途の割合」〔9ページ(4-3)〕に示す使用用途のいずれかの使用と考えられる。また、水道使用の少ない世帯では複数の利用が想定できる
- ③ 一方、使用用途等の実態把握（約3,600件）と把握における使用水量の確定は困難を要するため、いずれかの1つの使用用途があるとして、1/4の使用として賦課する。

(2) B案 「人数×2m³」+水道使用量

[考え方]

- ① 他市事例では「人数×3m³」であるが、「井戸水等併用世帯の井戸水等の平均使用量」〔8ページ(4-2)〕から、実態の平均使用量から概ねの2m³とする
- ② 井戸水等の使用実績試算では、1人世帯での使用量が多く、世帯人数が多くなるほど1人当たりの使用量見込は少なくなっているが、「1人当たり2m³加算」とする方が、「認定水量の1/4」より使用者の理解は得やすい

6-2 基本水量と基本料金

○現行の基本水量 10 m³、基本料金 2,700 円（消費税別）とする

〔考え方〕

- ① 水道水のみを使用において、基本水量を 10 m³としており、10 m³に満たない使用についても基本料金を賦課している。
- ② 併用使用の算定で基本水量以下の数量となった場合にあっては、基本水量 10 m³、基本料金 2,700 円（消費税別）と同様の取り扱いとする

6-3 認定水量

○算定方式で算出した水量が認定水量以下の水量となった場合は、認定水量とする

$$V < A = A$$

V：算定水量 A：認定水量

【1人世帯の場合】（抜粋）

A 案					B 案				
認定水量(A)	(A) × 1/4	水道使用量	計	算定水量(V)	認定水量(A)	1人 × 2 m ³	水道使用量	計	算定水量(V)
10	2.5	1	3.5	10	10	2	1	3	10
10	2.5	2	4.5	10	10	2	2	4	10
10	2.5	3	5.5	10	10	2	3	5	10
10	2.5	4	6.5	10	10	2	4	6	10
10	2.5	5	7.5	10	10	2	5	7	10
10	2.5	6	8.5	10	10	2	6	8	10
10	2.5	7	9.5	10	10	2	7	9	10
10	2.5	8	10.5	10.5	10	2	8	10	10
10	2.5	9	11.5	11.5	10	2	9	11	11
10	2.5	10	12.5	12.5	10	2	10	12	12
10	2.5	11	13.5	13.5	10	2	11	13	13
10	2.5	12	14.5	14.5	10	2	12	14	14
10	2.5	13	15.5	15.5	10	2	13	15	15
10	2.5	14	16.5	16.5	10	2	14	16	16
10	2.5	15	17.5	17.5	10	2	15	17	17

※従来：水道使用量 10 m³までは認定水量の 10 m³で請求

※A案：水道使用量 7 m³までは認定水量の 10 m³で請求

算定量で 0.5 m³の端数があるが、当月で切り捨て、翌月に切り上げ

※B案：水道使用量 8 m³までは認定水量の 10 m³で請求

【2人世帯の場合】(抜粋)

A 案					B 案				
認定水量(A)	(A) ×1/4	水道 使用量	計	算定水量(V)	認定水量(A)	2人× 2 m ³	水道 使用量	計	算定水量(V)
16	4	4	8	16	16	4	4	8	16
16	4	5	9	16	16	4	5	9	16
16	4	6	10	16	16	4	6	10	16
16	4	7	11	16	16	4	7	11	16
16	4	8	12	16	16	4	8	12	16
16	4	9	13	16	16	4	9	13	16
16	4	10	14	16	16	4	10	14	16
16	4	11	15	16	16	4	11	15	16
16	4	12	16	16	16	4	12	16	16
16	4	13	17	17	16	4	13	17	17
16	4	14	18	18	16	4	14	18	18
16	4	15	19	19	16	4	15	19	19
16	4	16	20	20	16	4	16	20	20
16	4	17	21	21	16	4	17	21	21
16	4	18	22	22	16	4	18	22	22
16	4	19	23	23	16	4	19	23	23
16	4	20	24	24	16	4	20	24	24
17	4	21	25	25	16	4	21	25	25

※従来：水道使用量 16 m³までは認定水量の 16 m³で請求

※A案・B案：水道使用量 12 m³までは認定水量の 16 m³で請求 A案・B案同額

【3人世帯の場合】(抜粋)

A 案					B 案				
認定水量(A)	(A) ×1/4	水道 使用量	計	算定水量(V)	認定水量(A)	3人× 2 m ³	水道 使用量	計	算定水量(V)
22	5.5	10	15.5	22	22	6	10	16	22
22	5.5	11	16.5	22	22	6	11	17	22
22	5.5	12	17.5	22	22	6	12	18	22
22	5.5	13	18.5	22	22	6	13	19	22
22	5.5	14	19.5	22	22	6	14	20	22
22	5.5	15	20.5	22	22	6	15	21	22
22	5.5	16	21.5	22	22	6	16	22	22
22	5.5	17	22.5	22.5	22	6	17	23	23
22	5.5	18	23.5	23.5	22	6	18	24	24
22	5.5	19	24.5	24.5	22	6	19	25	25
22	5.5	20	25.5	25.5	22	6	20	26	26
22	5.5	21	26.5	26.5	22	6	21	27	27
22	5.5	22	27.5	27.5	22	6	22	28	28
22	5.5	23	28.5	28.5	22	6	23	29	29
22	5.5	24	29.5	29.5	22	6	24	30	30
22	5.5	25	30.5	30.5	22	6	25	31	31
22	5.5	26	31.5	31.5	22	6	26	32	32
22	5.5	27	32.5	32.5	22	6	27	33	33
22	5.5	28	33.5	33.5	22	6	28	34	34

※従来：水道使用量 22 m³までは認定水量の 22 m³で請求

※A案・B案：水道使用量 16 m³までは認定水量の 22 m³で請求

A案：算定量で 0.5 m³の端数があるが、当月で切り捨て、翌月に切り上げ

【4人世帯の場合】(抜粋)

A 案					B 案				
認定水量(A)	(A) ×1/4	水道 使用量	計	算定水量(V)	認定水量(A)	4人× 2 m ³	水道 使用量	計	算定水量(V)
28	7	10	17	28	28	8	10	18	28
28	7	11	18	28	28	8	11	19	28
28	7	12	19	28	28	8	12	20	28
28	7	13	20	28	28	8	13	21	28
28	7	14	21	28	28	8	14	22	28
28	7	15	22	28	28	8	15	23	28
28	7	16	23	28	28	8	16	24	28
28	7	17	24	28	28	8	17	25	28
28	7	18	25	28	28	8	18	26	28
28	7	19	26	28	28	8	19	27	28
28	7	20	27	28	28	8	20	28	28
28	7	21	28	28	28	8	21	29	29
28	7	22	29	29	28	8	22	30	30
28	7	23	30	30	28	8	23	31	31
28	7	24	31	31	28	8	24	32	32
28	7	25	32	32	28	8	25	33	33
28	7	26	33	33	28	8	26	34	34
28	7	27	34	34	28	8	27	35	35
28	7	28	35	35	28	8	28	36	36
28	7	29	36	36	28	8	29	37	37
28	7	30	37	37	28	8	30	38	38
28	7	31	38	38	28	8	31	39	39
28	7	32	39	39	28	8	32	40	40
28	7	33	40	40	28	8	33	41	41
28	7	34	41	41	28	8	34	42	42
28	7	35	42	42	28	8	35	43	43

※従来：水道使用量 28 m³までは認定水量の 28 m³で請求

※A案：水道使用量 21 m³までは認定水量の 28 m³で請求

※B案：水道使用量 20 m³までは認定水量の 28 m³で請求

7 まとめ

使用水の区分	水道水及び井戸水等を併用
<p>【A案】</p> <p>■井戸水等のみとして算出した水量（認定水量）の4分の1に水道水の使用量を加算した水量とする。</p> <p>ただし、算出した水量が認定水量を下回る場合は認定水量とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「認定水量 × 1/4」 + 水道使用量</p> <p>$V < A = A$</p> <p>V : 算定水量 A : 認定水量</p> </div> <p>【B案】</p> <p>■井戸水等の使用量を世帯構成人数1人につき2立方メートルとして算出した水量に水道水の使用量を加算した水量とする。</p> <p>ただし、算出した水量が認定水量を下回る場合は認定水量とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「人数 × 2 m³」 + 水道使用量</p> <p>$V < A = A$</p> <p>V : 算定水量 A : 認定水量</p> </div>	